


## 働き方改革関連法への対応

～労働時間法制改正・年5日の年次有給休暇の取得義務化への具体的な実務対応～

本年4月より「働き方改革関連法」が順次施行されております。中小企業においては年次有給休暇の年5日の取得義務化に加え、2020年4月からは「罰則付き時間外労働の上限規制」が適用となり、改めて労務管理の在り方を見直す必要があります。本セミナーでは、労働時間法制改正・年次有給休暇の取得促進策にスポットを当て、具体的な実務対応をわかりやすく解説いたします。

## 開催日時等

日 時	2019年12月5日(木) 15時00分～17時00分	
場 所	千葉県経営者会館 4階407研修室(千葉市中央区千葉港4-3)	
内 容	<b>【内容】</b> 1. 労働時間法制改正の全体像・ポイント 2. 年次有給休暇の取得促進策等 3. 法改正に対応した新36協定・就業規則整備 4. 労務管理上留意すべきポイントと 労働基準監督署調査の留意点	
講 師	12月3日開講の「労務法制委員会」にて、法改正の要点を 解説いたしますので、併せて受講される事をお勧めいたします。	
	<b>【講師】</b> 社会保険労務士法人ハーモニー 特定社会保険労務士 山崎 裕樹 氏	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者	
参加費	会員 無料	非会員 3,000円(消費税別)

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛Faxください。締切は11月28日(木)です。

○お問合せ先 (一社)千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL:043-246-1158

Eメール: [unom@chibakeikyo.jp](mailto:unom@chibakeikyo.jp)

FAX:043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	働き方改革関連法への対応 ～労働時間法制改正・年5日の年次有給休暇の取得義務化への具体的な実務対応～		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			